国会事項

衆議院

議案提出

二月二十四日内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について承認を求めるの件

質問書提出

二月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

世界中の慰安婦像に関する質問主意書（井坂信彦提出）

答弁書受領

二月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二提出公衆の面前で国家安全保障上の機密対応をすることの是非に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田昭夫提出消費が増えなくても激しいインフレが起きるのかという疑問に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出麻生財務大臣のまだ百二十円に行っていない、円安といわれる覚えはないとの発言に関する質問に対する答弁書

会議

二月二十七日（月曜日）　午後四時　本会議

参議院

議案受領（予備審査）

二月二十四日内閣から次の議案が送付された。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

質問主意書提出

二月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

「テロ等準備罪」に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第四〇号）

答弁書受領

二月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生提出拉致問題の広報・啓発に関する質問に対する答弁書（第二七号）

参議院議員福島みずほ提出共謀罪及びテロ等準備罪に関する質問に対する答弁書（第二八号）

参議院議員山本太郎提出「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する質問に対する答弁書（第二九号）

参議院議員有田芳生提出総理の「米国訪問に関する報告」と拉致問題に関する質問に対する答弁書（第三〇号）

参議院議員伊波洋一提出宮古島および南西地域への陸自配備に関する質問に対する答弁書（第三一号）

参議院議員福島みずほ提出オスプレイの危険性に関する質問に対する答弁書（第三二号）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月二十五日クウェート国の国祭日につき、同月二十四日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、二月二十七日スロバキア共和国の独立記念日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から平成二十八年九月七日マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、二月八日御答信があった。

御答電

天皇陛下から平成二十八年十二月十五日バーレーン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、一月十六日御答電があった。

官庁報告

法務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人遠山和光は願により公証人を免ぜられた。

岩井隆義は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人遠山和光の後任を命ぜられた。（以上二月十八日）（法務省）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成27年4月1日付けをもって指名した者（労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度ごとに関係労働者を代表する者各1人及び関係事業主を代表する者各1人）については本年3月31日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年2月28日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、次の(1)又は(2)いずれかに該当するものであること。

(1)　労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

(2)　雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。